

議案第200号

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和6年12月11日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

理由

この条例案を提出したのは、本市職員の定年の引上げに伴い、60歳を超えて退職した職員が、給料月額の変額改定以外の理由により給料を減額されたことがある場合における退職手当の算定の特例を定める必要があるによる。

福岡市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

福岡市職員退職手当支給条例（平成16年福岡市条例第10号）の一部を次のように改正する。

附則第4項中「附則第45項」を「附則第48項」に改める。

附則第8項中「第9条の3まで」の次に「並びに附則第49項及び附則第50項」を加え、「第5項」を「附則第5項」に改める。

附則第40項中「附則第10項」の次に「及び福岡市立学校職員の給与に関する条例附則第5項」を、「の改定」の次に「（附則第46項において「給料月額7割措置」という。）」を加える。

附則に次の5項を加える。

- 46 当分の間、給料月額7割措置の適用を受ける者の基礎在職期間中に、第5条の2第1項に規定する理由（当該理由が生じた日が給料月額7割措置によりその者の給料月額が減額された日（以下この項において「7割措置減額日」という。）の前日までのものに限る。）によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該減額をされた日（以下この項において「特別特定減額日」という。）の前日におけるその者の給料月額のうち最も多いもの（以下この項から附則第50項までにおいて「特別特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額及び7割措置減額日の前日におけるその者の給料月額（以下この項から附則第50項において「7割措置前給料月額」という。）よりも多く、か

つ、7割措置前給料月額が退職日給料月額より多いときは、その者に対して支給する退職手当の基本額は、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

(1) その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(2) 7割措置前給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者が7割措置減額日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び7割措置前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額の7割措置前給料月額に対する割合

イ 前号に掲げる額の特別特定減額前給料月額に対する割合

(3) 退職日給料月額に、アに掲げる割合からイに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額

ア その者に対する退職手当の基本額が第3条から第5条までの規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合

イ 前号アに掲げる割合

47 第6条の適用を受けることとなる者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p>附則第46項 第1号</p>	<p>及び特別特定減額前給料月額</p>	<p>並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額</p>
<p>附則第46項 第2号</p>	<p>7割措置前給料月額に、</p>	<p>7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、</p>

附則第46項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第46項 第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3（当該年数が1年である職員にあっては、100分の2）を乗じて得た額の合計額に、

48 第7条の適用を受けることとなる者に対する附則第46項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第46項 第1号	及び特別特定減額前給料月額	並びに特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額
附則第46項 第2号	7割措置前給料月額に、	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、
附則第46項 第2号イ	前号に掲げる額	その者が特別特定減額前給料月額に係る特別特定減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特別特定減額前給料月額を基礎として、第3条から第5条までの規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
附則第46項 第3号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に100分の10（特例期間に退職した職員にあっては、定年と退職の日の属する年度の末日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の3）を乗じて得た額の合計額に、

49 附則第46項の規定により計算した退職手当の基本額が、次の各号に掲げる同項第2号イに掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

(1) 60以上 特別特定減額前給料月額に60を乗じて得た額

(2) 60未満 次のア又はイに掲げる附則第46項第2号アに掲げる割合の区分に応じ当該ア又はイに定める額

ア 60以上 特別特定減額前給料月額に附則第46項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額及び7割措置前給料月額に60から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

イ 60未満 特別特定減額前給料月額に附則第46項第2号イに掲げる割合を乗じて得た額、7割措置前給料月額に同号アに掲げる割合から同号イに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に60から同号アに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

50 附則第47項及び附則第48項に規定する者に対する前項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

附則第49項	附則第46項の	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項の
	同項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	同項の	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項の
附則第49項第1号	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額
附則第49項第2号ア	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乗じて得た額の合計額

	附則第46項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	及び7割措置前給料月額	並びに7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号において7割措置前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	当該割合	当該附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する同号イに掲げる割合
附則第49項第2号イ	特別特定減額前給料月額	特別特定減額前給料月額及び特別特定減額前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第1号において特別特定減額前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	附則第46項第2号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号イ
	7割措置前給料月額	7割措置前給料月額及び7割措置前給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第2号において7割措置前給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	同号イ	附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する同号イ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に附則第47項又は前項の規定により読み替えて適用する附則第46項第3号において退職日給料月額に乘じることとされている割合を乘じて得た額の合計額
	60から同号ア	60から同項第2号ア

附 則
(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用日)

- 2 この条例による改正後の福岡市職員退職手当支給条例附則第4項、附則第8項、附則第40項及び附則第46項から附則第50項までの規定は、令和6年4月1日から適用する。